

## 「家」意識の研究

|          |   |
|----------|---|
| その他のタイトル | On the Transmission of the Authority Pattern in the Japanese Family                     |
| 著者       | 松本 暉男   |
| 雑誌名      | 關西大學法學論集  |
| 巻        | 12  |
| 号        | 1   |
| ページ      | 57-78   |
| 発行年      | 1962-06   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/10112/00027886">http://hdl.handle.net/10112/00027886</a> |

# 「家」意識の研究

松本暉男

第一、研究の目的と意義

第二、「家」と家意識の意味論的把握

(1) 家意識の定義

(2) 「家」の制度的意味(イデオロギーとしての「家」)

(3) 家意識の構造的論理

第三、近代日本における「家」と「家」意識の存在形態

(1) 家制度の存立要件

(2) 家制度の存在形態

(3) 家イデオロギーの展開と受容 (以上本号)

第四、戦後日本の家制度と家意識——家長制権威システムの仮説と分析方法——

第五、戦後日本の家意識の実態

第六、結語

## 第一 研究の目的と意義

私は、かねてから戦後の日本社会における家意識の全国的な分布状況を構想し、東北・東京・中部・近畿の四地区

にわたり、主として都市の中学生・高校生を対象に、家意識の形態や機能の実態調査を行ってきた。調査は、原則として学級別に質問紙により、一部生徒のパーソナリティ特性の測定には一種の《Projective techniques》を施行した。質問紙は、被調査者の家族の構成・形態・人間関係の型の他、家族内の父の役割型式・教育や扶養などの父親の役割の積極的側面（期待されている役割として）と地位パーソナリティ・生徒が家の個々のシンボルに対して示す反応、等々の相互に関連する六〇項目を三群にわけ、五〇分以内に一齐に記入させたもので、各アイテムの反応カテゴリーには平均五個の段階を設けた。現在もこの実態調査を続行中であるが、すでに標本数も多数にのぼり、調査資料の一部は学会その他の機会に報告したところである。本稿は、この調査のデータの科学的処理段階において、①まず、現代日本社会の家意識の実態の仮説を理論的に決定し、②この実態への科学的な分析視角を考え、③それによって、家意識の存在構造を、資料の上から解明しようとするものである。

しかし、戦後のわが国の「家」制度研究は、専ら農山村を対象にしてきたといつてよく、都市家族においては家制度は実質的に解体してきて、そこでの家意識も、戦後の個人主義の価値体系の導入のためにはほとんど消失してしまっていると考えられている。単なる世論調査ばりの意識調査や、親子関係の不和・緊張というような個人心理学的視覚からの研究報告は論外として、都市家族を対象とした家制度や家意識の実証的研究は、社会科学の立場からは、まだ殆んどなされていないといつても過言でないであろう。だが、実態が著しくアイマイになり極度に解体しているという現状は、最早実証的調査研究の必要も意義もなくなったということにはならない。そして、むしろ、家制度をどのように定義づけ、「都市型」家制度をどのように理念的に構想するかによって、その解体の程度が著しく進行していればいるほど、却つてその実態究明が、より重要な学問的意義をもつことにもなるのである。

そこで、まず、本稿においては、家制度の定義と、都市型及び農村型の家の類型化、従って又、そこで考えられる家意識の意味論的類型化が要求される。家の規定如何では、都市社会では、すでに家制度は解体していて、そこでの家意識も殆んど消滅してしまっているという主張(その場合には、家意識の存在根拠づけとしては文化遷)も成立するのである。しかも、現在では、精密に学問的規定をうけずに、漠然と、広く日本の家族制度の中核的単位を指示する概念として「家」(制度)の語が用いられており、その具体的な意味は多様に理解されている。というのは、家制度をどのようなものとして規定すべきかは、制度の本質的問題に関係することではなく(従って家制度の理解の仕方について一部のものが誤って、他のものが正しいということになるわけではない。)むしろ、客観的実在として意味論的に特定されないものを、人がどのように限定して意味づけるかという選択の問題だからである。

そこで、私は、家制度を、家長を中心とするヒエラルキーによって特色づけられる人間関係(これは、固定したフォーマルな制度体である)と規定し、「イエ」の語でこの限定的意味を示すことにする(第二)。「家」がそれ自体すでに制度体であったこと、そこにおいて民衆は「家」の制度的価値を内面化し、「家」意識は、都市型・農村型に類型化されうること(第三)、戦後の民法改正後でも、依然として「家」意識が生活原理として存続していることを確認し、更にそれへの科学的な分析視角を決定し(第四)、都市型「家」意識の存在構造・機能を、農村型「家」意識と比較しつつ実証的に明らかにしたい(第五章)。

私が、家意識の実証的研究に着手したのは、次のような意図に基いている。都市社会における家制度は、現在のところ著しく変容し解体しつつあるが、家意識を、具体的存在としての家制度と分離せず、むしろその主観的・心理的側面そのものとみるべきこと後述の如く、従って、家意識の実態が現在も析出されうるということは、家制度自体の

解体の極限状況がそのようなものとして呈示されているということに他ならないのであって、析出されうる家意識の実態が微小なものであればあるほど、家制度の解体過程の最も尖鋭で鮮明なアスペクトが、そこに現われていることになる。その意味で、家意識を、都市社会において実証的に把握しようということは、利益も必要もないどころか、むしろ家制度的社会関係の解体化のモメントや状況を説明するという極めて積極的な意義を有することと考えられるのである。とくに、家制度的価値体系を、民衆の意識構造において把握することは、現代日本社会の新しい社会体系・文化体系・パーソナリティ体系が、どのような型のものとして創出されることになるかを明らかにするための最終的な鍵となるであろう。とくに伝統的価値体系と最も疎遠な都市青年層（戦後に基礎パーソナリティを形成した者）においてさえ家意識が実態析出されるとすれば、彼らこそ最も純度の高い民主化エネルギーの主体としての活動を期待されている人々である以上、その家意識の実態究明は明日の日本社会の型を決定する上で重要な課題であるといわねばならない。

そこで私は、こうした問題関心の下に、主として都市青年層の家意識の実証的研究に従事してきたのであり、「生徒」を対象にしたのは全く調査研究の便宜のために他ならない。終戦時に誕生した者は、本稿執筆時に高等学校二年在学中である。彼等の家意識は、その基礎パーソナリティ形成過程で、家制度的価値を内面化（*internalization*）している状態に他ならず、従って彼の属する「親 $\parallel$ 子」関係の型への適応の心理の問題としてアプローチされねばならない。しかも、ラビアが警告したように（*La Parie & Franaworth, Social Psychology, 1949, p.100.*）親の意識と子の意識とは、一方だけを独自に追求することのできないものであり、双方共にその親 $\parallel$ 子関係の「型」の社会学的心理学的特質に規定されている。それは全社会システムの発展状況によって規定される。従って家意識の社会学的研究のためには、社会心理学的アプローチが不可避となるであろう。

家意識の実態究明は、すぐれて法社会学的な課題であるが、まだ十分に関心をもたれていないといつてよく、社会学者や心理学者の研究でも、後述のように、まだ十分な成果をあげてはいないように思われる。一体、家意識という「態度」概念は、社会学・心理学で精緻に規定された科学用語（「意識」の語を使わず、態度・イデオロギー・意見などに分けて研究するのが最近の傾向である）であり、これら経験科学の態度理論の、今日までの成果を無視して研究の成り立たぬことは余りに明らかであろう。従つて、法律学者が、諸他の経験科学の業績をかりたり協力を得たりすることを、邪道だとか不当だとかいふ暴論は、ここでも問題にならないのであつて、すぐれた法社会学者によつて一早く社会心理学的方法が大胆に撰取されてきたように、家意識研究の場合にも社会心理学的方法が十分に利用されねばならない。だがしかし、法解釈学を専攻しその研究に追われている法律学徒が、単独で家意識の広汎な実態調査による科学的研究を達成することは、あらゆる意味で困難を極めているといつてよいであらう。私が、不充分ながら、一応、本稿のような、ちでこの研究をまとめることができたのも、もとより多くの人たちの協力が得られたからであつた。本研究の基礎的資料となつた青森・近畿地区の実態調査は、友人渡部保夫裁判官（——当時、青森地裁）と執行嵐氏（奈良女子大、学助教授）の友情と協力なくしては実現できなかったであらうし、各地の高等学校の先生方の御好意にも甘えるところは少なくなかつた。また、連日の炎暑下を一しよに調査に参加し或いは集計整理に當つてくれた関西大学・奈良女子大学学生諸君の苦勞も大へんなものであつた。心から感謝の意を表わすものである。

註(1) 都市を対象とした実証的研究は非常に少ない（せいぜい、家族主義イデオロギーや、旧世代層に限つてなされた意識調査があるにすぎない）。小山隆編「現代家族の研究」のように、大きい書物も出ている（家意識について多数頁がさかれている）が、成果の程は疑問である（後註参照）。尚、戦後、農村の家制度研究が、如何に多く出されているかは、たとえば、岡田・喜多野編「家——その構造分析」巻末の「社会学における家の研究」を一読すればわかるであらう。

(2) 日高「社会心理学的研究における二、三の問題点について」(「日本社会学の課題」) 四一頁以下参照。つまり、単なる、母集団の意見分布を数字の上で明らかにするだけでは、社会心理学的にも、社会学・法社会学的にも、意識や態度の実態を把握したとはいえないのである。

## 二 「家」と家意識の意味論的把握

### 〔1〕 家意識の定義

家意識とは、「家」に対する帰属の意識であり、「家」の成員が、自己とその家を同一視(identify)する態度構造をさす。個人が団体の成員性を取得し、団体に対する帰属意識をもつということは、団体の成員としての価値意識をもつということであり、その団体の制度的価値を、パーソナリティに内面化(internize)している状態に他ならない。そこで、家意識の具体的な意味内容を規定するためには、「家」が、どのような意味で制度的価値をもつ団体であるかを規定する必要がある。

### 〔2〕 「家」の制度的意味(イデオロギーとしての「家」)

ここで私が「家」と称するのは、近代日本社会において、武家型・庶民型として―更に都市型・農村型として―歴史的具体的に存在し、改廃せしめられてきた「家」の制度ではなく、イデオロギーとしての「家」(「イデオ」をさすのである。具体的存在たる「家」の改廃・変貌と無関係に、民衆が、広く一般に家族生活の規範的形態として理念的に是認してきた、むしろ、是認するように強制されてきた人間関係をさすのである。

すなわち、「家」とは、明治以来の国家権力によって、日本家族制度という官製イデオロギーの形式で定立され、

法制上・政策上、あらゆる方法で国民につきこまれた、家族生活の理念的形態をさす。それは憲法や民法で規定され教育勅語に集中的に表現されたものであり、万世一系と公称された天皇家のように、過去↓現在↓未来への超世代的系譜につらなる、現実には存在しない祖先や子孫をも成員として含む団体なのであり、超時間的繼承的な団体觀念であるといえよう。従って、親族だけから成る具体的な日常生活共同体たる《Family》のような、インフォーマルな集団と異なるだけでなく、歴史的具体的に改廃せしめられてきた事実としての「家」制度そのものでもない。「家」は、制度として認められた觀念的実在である。具体的には「家」を継ぐ者（家長）は、祖先に対して、現在の「家」を統制・管理する義務を負い、家長中心に權威主義的な人間関係（hierarchy）の存することが絶対的要件である（民法の「家」・「戸主」の制度に対応する）。人は、性・出生順位などによって、生まれながらにして、この「支配＝恭順」システムの中に「位置」づけられ（妻の無能力・長男子の家督相続権など）、それに即した役割を期待され、ここでは、個性的・人間主義的な感情や行動の余地を認められず、逸脱行為は「家」の名譽を傷つけるものとして―祖先に申し訳がないとして―禁止される。こうして、「家」内部の人間関係（「イエ」）は、極めて固定的でフォーマルな役割システムを意味し、人の家族生活は、予じめ決定されている、この役割システムに適応することに他ならないのであった。しかも、この役割システムを遵守することが、国家権力によって、家族外の生活でも常に強要されていたのであるから、「イエ」の人間関係に適応するということは、常に、公的にも私的にも、近代日本社会の有力な《Security system》を選択するということの意味することになったのであった。

こうして、「家」は、明治以後の国家権力が、イデオロギーとして国民に強要した家族制度の中核的単位であり、具体的には家長中心の人間関係（ヒエラルキー）で基礎づけられる理念としての生活共同体（イエ）であるといつて



よいであろう。しかも、この生活共同体である「イエ」は、家族制度イデオロギーによって社会的・文化的価値を付与された規範的形態であるから、それ自体がすでに一つの制度として価値づけられていることになる。「制度」は、一般に、法規範やモレス・慣習などの諸規範の複合体として定立され、それ自体で特定の社会的価値を規範的に実現する作用を果すものをさすからである。「イエ」は、各種規範によりイデオロギーとしての家族生活の規範的形態たることによって、「歴史的」「具体的」に実在し改廃せしめられてきた、事実としての家制度と異なり、常に、家制度の理念型として積極的に且つ「上から」価値づけられてきた人間関係、すなわち、「制度化された集団」であると考えてよいのである。

かくて、「イエ」とよばれる、理念としての家族生活の規範的形態を、他の集団の形態から具体的に区別する標識は、その家長中心の人間関係の型であり、それは、家族制度イデオロギーによって、国家的な制度的価値を付与されてきたのであった。既述のように、家長中心の権威主義的人間関係は、固定的形式的な役割システムを意味し、人は、この役割システムに適應することを、規範価値的にも心理的にも強要されていたから、家意識がそこに根強く生成せしめられたのである。

### 〔3〕 家意識の構造的論理

家意識は、いかなる構造的論理をもつものであるか。「イエ」が個人的心理的人間関係を意味せず、固定的形式的な役割システムとしての、制度的規範的な相互体制であるということは、各自が、個人の自主的個人的判断によらず、専ら役割意識に基いて行動するということであり、この一群の行動様式の全体が「家」に他ならない<sup>⑩</sup>。従って、各成員における役割意識が、彼の家意識の存在構造を示すのだといつてよい。

家意識とは、「家」中心の生活態度<sup>⑧</sup>であり、人が、自己のパーソナリティに「家」制度の価値を内面化している状態のことだと前に規定しておいた。換言すれば、家長中心の権威主義的人間関係（『フォーマルな役割システム』を無条件に絶対化する生活態度のことであり、「イエ」という内部で自己に与えられた「位置」を無条件に遵守せんとする態度）役割意識に他ならない。だから、家意識は、これによって「家」制度が存続せしめられていくという意味で、「家」制度の本質的要件であり、その主観的・心理的側面そのものであると考えてよいのである。従って当然に、「家」の成員が、それぞれの役割意識に徹すればするほど、「イエ」のシステムは安定し、逆に、後者が強固だということは、各自が、その役割を誠実に遵守しているということになる。端的には、ここでは「役割」は「イエ」的人間関係の部分的秩序であり、家内部の役割期待の交換によって、「家」制度が存続するといつてよい。

ところで一般に、個人が、自己の属する集団を自己と同一視し、その権威主義的システムに絶対的に帰属するという態度（絶対的な identification）をもつこと、すなわち集団の権威主義的システムの安定性が保障されることのために、第一に、役割分化が強度の組織性を帯び、そこでの規範（標準的行動のバ）（タソンの統制）が強い制裁によって実効性をもつこと、第二に、役割を果すことによって動機の充足が得られ、心理的安心感を得ること（「権威への没）（入的服従）」、第三に、そこでの集団機能に対する役割分化が、文化的に標準化されて社会規範化しており、役割活動が集団内外を通じて正当視されることが必要であろう。これらは、今日までの集団理論やパーソナリティ理論において明らかにされている条件である。<sup>⑨</sup>

「家」の制度が、官製イデオロギーとして定立され、あらゆる方法で、民衆にこの制度が強要されたとき、この三条件が充足されていたことは、上述のところから明らかであろう。強力且つフォーマルな、法・モーレスによる「イ

エ」<sup>⑥</sup> 人間関係の統制は、各成員を固定的な役割システムに位置づけ、しかも日本国家社会全体が「イエ」に擬制され且つ神聖化されていたから、人は、「家」の内外を問わず強制されたこの役割システムを拒否し得ず、むしろ、これに従属することによって安全な生活を自ら保障せざるを得なかつたのである。

かくて、家制度が、構造論理的に三条件をそなえることによって、「家」意識の存立は、論理的に保証されていたといえるのであるが、国家による「家」意識の養成は、具体的には「自発的恭順」のタテマエをとって行われた。天皇制国家権力は、人が、「家」における自己の役割に従うように、家族制度イデオロギーを、幼年期から家庭や学校で習得するように仕組んだ。とくに民衆における家庭教育は、「制度化された訓育の様式」をとるることによって効果をあげ、すべての家庭が、「家」意識の培養基としての機能を果たすことになった。その場合、各自が与えられた「位置」に従って役割活動に徹することによってこそ、「家」の安全が達成されるという論理がとられたから、「家」意識は、家の和合のためという情緒的一体感に裏付けされて醸成されたことになる(和ノ精神―政策的には「忠孝」)。更にいえば、各自が互いに期待された役割を遂行しなければ、「家」を維持することができなくなるという「家の体面保持の意識」<sup>⑦</sup>（恥の意識）<sup>⑧</sup> だけでなく、役割遂行によって家へ従って自己の安全が得られるという心理的安定感<sup>⑨</sup>によって、家意識の習得は強力に裏付けされていたといえるのである。

#### 〔4〕 まとめ

われわれが問題にしているのは、歴史的具体的に実在してきた、事実としての家制度ではなく、イデオロギーとして（理念と）定立されてきた家制度（イエ）であり、この「イエ」は、家父长制家族の形態をとり、形式的固定的な役割システムとしての相互体制を意味することが明らかとなった。換言すれば、ここでは、人間関係は上下的身分的序

列であり（各員は、身分的序列的地位に從つて役割づけられる）、一種の分限意識に徹してこそ「家」の和と安全があるとされ、このような考え（（行動））に裏づけられて、家長の權威主義的統制と、成員の絶対服従（（自發的恭順の））が強化されたのであった。<sup>⑧</sup> 家族国家のイデオロギーにより、家の尊嚴とその超越的価値が強調されるほど、この人間関係は絶対性を付与される。

けれども、本節では専ら「家」（意識）を、抽象的論理的に規定したにすぎず、実態分析の視角を定めるためには、この意味論的規定をもとにして、「家」が、具体的にどのような存在形態をとってきたかを考察しなければならぬ。具体的に実在するのは、イデオロギーとしての「家」ではなく、現実には、物質的に基礎づけられて実在し改廃せしめられる事実としての家である。この、歴史的具体的に実在する家制度は、「都市型」「農村型」として類型的に把握される。それは、社会的経済的諸条件の發展過程で、たえず動揺せしめられ、現象形態的には既に解体・消滅したとみられる場合も生じたのであった。だが重要なのは、事実としての家制度の存否にかかわらず、人は常に「イエ」という社会システム（人間関係）に従属するように強制されていたため、家制度の理想型（「イエ」）を、家族的生活行動の規準としてきたということである（（少なくとも、第二次大戦までは、たとえ、近代的婚姻家。族の生活を送っている者でも、例外なくそうであった。））。

註 (6) このことは、一般に是認されているところであるが、とくに強調するものとして、山根「家族における人間関係研究の課題」（『日本社会学の課題』所収）五一頁、全「夫婦関係」（『現代家族講座』三卷所収）八頁、塚本哲人「家族」（『講座社会学』四卷）七二頁以下参照。

(7) 一般に、前近代的社会の人間関係は、すべて固定的形式的な役割の体系として現われる（特権・威光の序列）。前註所掲文献の他に、極めて要領よく人間関係の型を類別化したものとして、大橋「日本社会の型」（『東洋思想講座』三卷）三〇三頁以下。

(8) 「制度」（institution）を、このように理解すべきことについて、福武・日高「社会学」二一八頁参照。また、「制度」の機能

を操作的 (operative) と、規制的 (regulative) との二種に分けうることも説かれるが、「イエ」の制度が、後者の機能を果たすことはいずれまでもなう。Nadel, S.F., *The Foundations of Social Anthropology*, 1950, p.136.

- (9) (10) 福武編「社会学」五五頁(青井和夫)によると、社会体系が安定し、これを文化体系が補強しつつ、社会的文化的価値が、各成員に内面化され、且つ、それに向って動機づけられているような状態、つまり、各体系相互が対応関係をみせ、且つ均衡し合っているようなとき、その社会(≡集団)は「制度化」されているという。但し、こういう状態は、理想型として考えられるだけで現実にはありえない。歴史的具体的に、事実として存在している「家」も、それ自体がすでに「制度体」でありうるが、イデオロギーとしての「家」は、制度体として完全なもの、理念的集団といえる。尚、「講座社会学」二巻一四〇頁以下参照。

- (11) 役割意識に基づく行動(≡役割行動)によって、「家」の人間関係(≡「イエ」)が実現する。「イエ」が役割システムだということのためである。

- (12) 「態度」概念については、潜在的従属の変数として、態度調査の場合に精密な規定を必要とする(第四を参照)。「意識」「生活態度」の語は、そのままでは、科学研究上の分析要具概念たりえないことにつき、綿貫「労働者意識研究の批判と課題」(日本社会学の課題」所収)二四七—八頁。

- (13) 従って、「役割」は、制度的行動と「うごころ」が「あやふさふさう」。Parsons, T., & Bales, R. F., *Family, Socialization and Interaction Process*, 1955, pp.91—93.

- (14) 「講座社会学」四卷九四頁、全三卷五六頁以下等参照。

- (15) 福武・日高「社会学」三九—四六頁は、パーソナリティ分裂の原因を、欲求と社会的期待の矛盾に求め、例えば、第一次集団(家族)で習得した行動様式や欲求が、第二次集団(社会)の行動原理に連続しておれば、パーソナリティの分裂はないと述べらる。

- (16) 近代的≡個人主義的家族は、自然発生的且つ相互的に役割文化を生じ(愛情や感情、個人主義的道德で統制)、日本の「家」の

場合は、形式的固定的に役割分化を生じ、且つ強力な規範的制裁を伴って統制される。尚、「講座社会学」三卷一〇四―六頁を参照。  
(17) 従って、そこでの家族成員は、自主的統制によるのではなく、表層的同調をやむなく実現するという方法で行動するのであり、このことは、「家」的人間が、非合理主義的権威主義的パーソナリティとして規定されることを正当化しよう。

(18) 人は、一定の社会システムの下で生活するとき他者の行動の予測が可能であれば、常に、他者の好意的反応の期待の原理に従うようになる。Rewardsの学習がそれである。M・メイ「戦争と平和の社会心理学」(松山訳)一三〇頁以下参照。

(19) この、人間関係の権威主義的性格の程度を測定せんがためには、結局、集団(家)内の「家長」の役割活動の性格を問題にせざるをえない(第四に述べた)。Headshipであり、Leadershipとみるべきではない。

### 三 近代日本における「家」と「家」意識の存在形態

前節で述べたように、近代日本人の家意識は、イデオロギー形態で理念として与えられた「家」制度(イエ)に関するもの、つまり、家長制家族主義の価値体系の内面化の問題であるが、歴史的具体的に存在し改廃せしめられてきた事実としての家制度が、このイエ意識の存在形態に影響を与え、又は、逆にイエ意識によって解体を抑止せしめられたことは、容易に推知されることである。というのは、近代日本社会における事実としての家の制度と、イデオロギーとしての家(「イエ」)制度とは、沿革的にも理論的にも同質性をもつものだからである。

#### 〔1〕 家制度の存立要件

従来一般に、日本社会で歴史的具体的に存在し改廃せしめられてきた「家」は、「家産」にもとづき家業を経営し、家計をともし、家の祖先を祀り、家政の単位または家連合となる制度体<sup>⑧</sup>と規定されている。しかし、この規定では、「家産」「家業」「家計」「家政」が何をさすかが更に問われねばならず、「家」の概念規定が堂々めぐりをすること

となる。従つて、右の規定は、「単に親族間に日常生活共同が営まれるだけでなく、その超世代的継承が、財産上・職業上・身分上実現されることを期待されている生活共同体」といふべきであらう。けれども、後述のように、近代日本社会における、具体的実在としての家は、家産・家業・家計・家政などを、常にその絶対的な要素として成立していたのではなく、たとえば明治中期以後の都市社会において、しばしば家産の承継とか家業の継持は無視されたことが少なくなかった。とくに近代的個人主義的家族関係の創成と共に、多くの家において、家産は分散し、家業は廃棄され、家政や家計も婚姻家族のそれとして観念されることが多くなり、右に規定された如き家のシステムは「理念型」的形態としてのみ観念されるようになってきたのである。

かくて、家制度は、特殊な具体的に多様な存在形態をとつて現象するものであったが、右の理念的規定に示されるように、親族的集団が、① 家系の中で系譜上の地位を有すること(世代的永続を) ② 社会的に(上級権力) 地位が認知・保障されること(家系・家格・家柄・家業・家産などの)——この二条件②が、家の形式的な存立基礎であると解された。すなわち、家制度が存在するというためには、具体的な個人や、個人的結合としての家族をこえて継承されていく、「イエ」という観念的実体が、そこに是認されなければならない。しかし、右の形式的な二条件で基礎づけられた一つの親族的集団では、家を存続させていくことが成員の使命とされ、個人は家のために犠牲となることが期待されるという「イエ」のシステムが成立するだけである。現実、家(「イエ」)を存続させていくには、③ 家の最高の権力者・責任者(「家長」)の地位が、すなわち、「家」成員の経済生活を保持保障するに必要な、物的活動の主宰者こそ、「家」の人間関係を統制する地位にたちうるのであり、そのことよつて、自主自立の個人が、家システムから分離して出現することを抑え得るのでなければならぬ。現実、地位の権威性を根拠づけられていなければならない。歴史的具体的存在としての家

の制度は、これを存立せしめる物的諸条件如何によつて、特殊<sub>||</sub>具体的な存在形態をとるにしても、内部に、イデオロギーとしての家(イエ)におけると同様に、極めてフォーマルな人間関係の型をうみ出すことが明らかである。たとえば、全成員が家長の統制に服すべきこと、つまり主従の人間関係が当然とされ、一方では「上から」の統制、他方では恩恵的庇護と保障の付与に対応し、温情・仁愛の情緒的雰囲気の中での自発的な恭順がなされ、性・年令などによる不平等が少しも疑義をもたれないのである。こうした家制度の物的基礎が、たとえば共同体的慣行によつて強力に保護されているような場合(多くは農村社会や、老舗を誇る中小企業など)、家の名譽・体面保持の欲求が大きくなる結果、上からの統制と自発的恭順形式とは、より一層強化され、そこでの人々のパーソナリティは著しく權威主義的となる。すなわち、人々は、抑圧・強制を忍従する態度と、その従属に代る下位者への攻撃的態度を身につけ、相互に表層的同調を強制し合うことになる。しかし他方で、「家」の存続が社会的に重要な価値を認められないような状況の下では(たとえば、戦前<sub>||</sub>戦後にかけての都市社会)、必ずしも家の名譽・体面を気にする必要がないし、家系・家格・家業なども絶対的なものでなくなってくる。

こう考えてくると、社会的身分を重んじる武士よりは農民において、本家よりは分家において、要するに、「家」の位座が社会的に重視されないところほど、家の人間関係は弱く、家の觀念も薄弱になるといえるであろう。いいかえれば、家制度や家本位の意識は、その物的基礎<sub>||</sub>づけや社会的条件の如何で、存在形態が相対的にかわってくるのであり、そして、この事が、普遍的に理念型として強制された、イデオロギーとしての「家」(イエ)の觀念の受容の仕方を規定することに注意しなければならない。

## (2) 家制度の存在形態

家イデオロギーの源流といわれる、戦国時代以来の武士階級の家では、庶民階級のそれに比して、家格・家系・家



名の觀念がより重要視され、強力な家長の権力が發達し、相互体制が強固な役割システムを形成していたことを認めることができよう。庶民階級の家族関係においては、ヒエラルキーは明確でなく、むしろ武士階級の家制度の影響をうけて、次第に形式化するような傾向を示したともいえる。

しかし、武士階級において全面的に「イエ」的人間関係が成立したわけではなく、庶民階級においても、「イエ」的人間関係は様々な形態をとつたのであり、「武家型」「庶民型」という、「従来しほれば理想型的に把握された封建的家族主義乃至家長制的家族制度が、現実にはいかなる階層や範圍について普及し変容しつつあるかの実態は……明らかになっていないように思われる」<sup>⑤</sup>。その意味で「武家型」「庶民型」の類型化の過剰は危険であり、恐らく、両類型の断層は、明治期においても、形式的に認定できない状況ではなかつたかと考えられる。むしろ、明治初年以後では、新しい産業社会システムの生成と、封鎖的な共同社会秩序の解体、社会的職業的移動の規模と量における増大、等々のために、都市社会の発展とそこでの同族結合関係や伝統的家族（父方同居拡大家族）（族）類型に属するのより急速・全般的な解体化の傾向に注意しなければならない。このことは、いうまでもなく社会的個人の出現を意味する。農村社会では、その特殊な水田農業の経営方式と季節的集中労働の故に、「家」が共同体経済組織から解放されることは一般に困難であつた。「家」が村落共同体秩序に埋没しているとき、それは「本家||分家」の身分的支配関係たる同族結合の内に位置づけられてのみ具体的に認識されるものであり、いわば独立した一個の社会システムとしては不完全な形態をとることになる。しかし、明治以後現代までの日本農村社会では、家が、村落共同体組織から次第に解放され独立していくプロセスを展開するのであり（中村「家の歴史」参照）、物質的基礎が弱体化した地域では、更に「個人」が「家」から独立してくるが、一般に今日でも「家」が農村社会の基礎集団としての機能を果しているといつて過言ではない。かくて、一応、「都市型」

「農村型」という理念型的類型化が可能であるように思われる。尤も、現在でも、都市社会システムが完全に個人主義化され「家」が消滅したわけではなく、農村社会で「家」が全般的に維持されてきたわけでもなく、従って先に述べた、類型化の過剰は常に戒しめられねばならぬであろう。

### 〔3〕 家イデオロギーの展開と受容

明治期以来、家父長制家族の規範的形態が、「イエ」制度イデオロギーによって、理念型的に極めて明確に規定され、唯一の絶対的な家族生活形態として国民に強制されたけれども、この「イエ」イデオロギーの受容（イエ意識の成立）が、次第に崩れゆく家制度の解体を防止・遅滞させ、或いは逆に、家制度が解体過程にある故に、イエ意識が絶対的な規範的作用を果しえないこともあったと考えられる。しかし、とに角、天皇制国家権力にとって、イデオロギーとしての家の強化は、日本社会の家的構造を、文化システムの側面から無限に補強しうるものだったから、明治初年以來、「イエ」の理念型的規定とその積極的な価値づけ、及びその強制が行われてきた（イデオロギーと）。

第一に、明治民法は、「家」内部の人間関係を、上下的身分的序列の地位の体系として把握、戸主の地位を、「家」の統制者・家産の管理者・家督の承継者たる家長として規定した（戸主は家の成員の身分行為への同意権・制約的機能を果す難権を有し、家系保持のため一夫多妻を認められ夫権に対する妻の無能力も規定されて）。このことは、旧武士階級に行われていた現実の家族制度に系譜的に属する「家」システムが（旧支配階級の家憲に）、国家法のレベルで制度化されたことを意味し、この家システムこそ（すなわち「戸主権に統率される」）、「イエ」イデオロギーの「イエ」の目標となったものである（川島「イデオロギーとしての家族制度」三一）。この「家」は、世帯の共同という事実問題とは無関係の、超世代的継承を期待される血統集団（イエ）という觀念的実在であり（非血統者についての擬制的血統の信念も）、「家」の名を尚び且つ維持するために先祖の祭祀が要請され、「家」が存続して「家名」も保持されると考えられた。つ

まり、祖先祭祀と「家名」の同一性によって、「家」の同一性が象徴されることになったり、「家名」の保持そのものが――たとえ家産・家業が消滅し家族が死滅しても――「家」を存続せしめることになると考えられたのであった（神島「近代日造」国家学会雑誌第六八巻第七・八号六一頁）。かくて、民法の「家」は、成員の変動にかかわらずなく、その同一性を保持して存続すると期待されていた觀念的実在であり、規範価値的な身分関係であり、理念としての「家」システムであったから、家の現象形態と一致しうるものではなく、法解釈学的には同一戸籍を構成する者を、この抽象的な「家」の発現形態と解する方法がとられた。<sup>②</sup>

第二に、民法に骨格的規定を得た「イエ」は、儒教的家族道徳による教育政策により、実定道徳規範のレベルで強調された。すでに、この傾向は、維新政策の時点において、或いは明治十年代の儒教的教化政策において具体化していたが（川島・前掲書・三五―四八頁参照。尚明治政府が維新当時から「家」イデオロギーを利用せん、拙稿「公序良俗の原則」の制度的機能・「法社会学」一三卷一―五頁参照）、明治二三年一〇月の「教育勅語」喚布と日本全小学校への「御神影」配布・教育勅語奉読の制度（この詳細は、すべて歴史学研究会編「明治維新史」研究講座「憲法発布第五卷三五頁以下にゆづる）において決定的となり、憲法発布・明治民法制定に補充されて、家族国家イデオロギーとその中核たる「家」のイデオロギーは、明治三〇年代には完全な体制をとったといえよう。忠孝一如・君臣一体のドグマが、国家的規模において成立し、「イエ」は、至上絶対の家族的秩序として価値づけられ、「家」イデオロギーは、極めて政策的なニュアンスを帯びてくるのである。この、イデオロギーとしての家の制度が、親子の身分の隔絶と、子の絶対服従義務・恩返しとしての「孝」の倫理などを主要内容としていたことについては、唐沢富太郎「教科書の歴史」（創文社刊・一）・川島「前掲書」三七頁以下の分析にゆずる。

ところで、イデオロギーとしての「家」は、「武家型」家族秩序に做ったものであるが、後者は一つの理念型なシ

システムであつて、武士社会に、完全な「家」制度が現実にも広く行われていたとみるべきではない。ただ、「家」システムは、旧武士階級や地主層において、相対的には、かなり明確且つ厳格に行われていたといえるだけであり、階級や地域によつて例外があつたであらうし、他方、庶民階級においても、或程度は「家」システムが存在していたとみられる。そして、明治政府が、イデオロギーとしての「家」を政策的法的に意図した事は、部分的に実在する家制度を、普及させたり確認したりしたことを意味せず、むしろ、当時の家族秩序を「武家型」的に再構成しようとしたとみるべきなのである。だからこそ、たとえば、明治民法の「家」は死産児であり、「法律的フィクション」にすぎないと説かれたように（平賀・前掲論文は、このことを強調する。また、私も前出論文、及び「明治年の妻の地位」法制史研究一〇巻で詳細に述べた）、若干の重要部分は、明治政府の創造物であつたし、現実に存在した「家」との間のズレは不可避であつた。要するに、それ以後の国家権力機構（「臣民体制」）の部分的秩序として、具体的につくり出された（「家意識」臣民意識の培養基たることを主要な目標として）のであつて、そのイデオロギー性格が決定的に重要なのである。

この民法やイデオロギー形態で定立された、「家」は、家長制権威システム（人間関係）そのものであ、りもはや階級や地域によつて、形態的・機能的・構造的に区別することを許さない。しかも、右述のような政治的意図に支えられた、国家的な制度を意味していたから、「イエ」に対する反抗や批判には、法的・道德的制裁が加えられた。そして、大正・昭和期の資本主義発展過程を通じ、政府権力は常に「家」の制度的価値を強調して、反体制運動の抑制の原理に役立てたのであつた。とくに、天皇制国家権力機構の全体的秩序をはじめ、政治的・社会的・経済的システムの多くを「家」（イエ）の原理で統制したのであり、たとえば、資本制労働関係の半封建的構造を家父長的に強化し、地主||小作制や村落共同体規制についても、「家」の擬制による権力的支配の正当化・再編成を試みるだけでは

く、自立独立の市民的個人の出現と、近代的個人主義的発想形式の成長を―たとえば「淳風美俗」「和」忍従」「分限」など、イエ制度に独自の価値を強調することによって―、人民の全生活領域（職場・学校・政党・企業）にわたって禁止せんとしたのであった。<sup>②</sup>個人主義や民主主義の思潮が日本に流入する時代には「家」イデオロギーは、より強化された。第二次大戦期には、「国体の本義」（昭和二年）、「臣民の道」（昭和六年）、「戦時家庭教育指導要綱」（昭和七年）における「イエ」の強調が示すように、巨大な「家」なるべき「国家」に絶対的に帰一すべきことが説かれ、「家」原理は、（日本的）愛国心の根柢としても利用されたのであった。

だが、「イエ」意識は、家イデオロギーに対する国民の「反応」として生成するものだから、上からの「強要」の事実だけで、直ちに実態を推測することは不可能で、「家」制度の現実の諸条件に左右されること前言の如くである。明治期以後の日本人の「イエ」意識の実態を、過去の資料に基いて、実証的に素描することは不可能であるが、巨視的且つ理論的に、次のように規定してよいであろう。

従前から、相対的にヨリ、明確且つ厳格に「家」制度の行われていた支配階層（旧武士層・地主層など）では、「家」イデオロギーの強化によって、家的人間関係は、更に強化・規範化され、「イエ」意識も強力なものになったはずである。だが、家制度の存続は、そこに家族成員間の権威主義的人間関係（イエニシ）（ステム）成立の二条件があるだけでは不可で、実質的にこれを存続させるための条件（物的基礎）が必要なこと前述の通りである（頁参照）。だから、支配層の内、資本主義的生産関係に投入していった多数の旧武士の家庭では、「家」的人間関係が、強化されていく反面、家長権の実質的基盤（家制度の物的基礎に立脚して、家を統制していくという経済的諸条件）は次第に弱体化し、更に、子女が社会的生産に従事し、社会的に自主独立の個人としての主体をもつようになると、戸主の事実上の統制権限が及ばぬことも生じうる。ということは、こうい

う旧武士層においては、家イデオロギーの強化によって、従来から保持していた「家」「家格」「家名」などの觀念が、より強固になっていくとともに、「家」内部の人間関係（＝家長制役割システム）の強化は、家長による「上から」の統制よりも、僅かに、「下から」の自発的恭順に負うことになるということである。これは、封建武士社会の「家」制度と異なるところであるが、明治民法によって、「家督」が、家業を基礎とする如きかつての包括的なものでなくなり、祖先崇拜と家産保持とが分離せしめられ、旧武士の家制度が「庶民型」的規制をうけるにいたった諸事態に対応しうるであろう。他方、旧庶民階級の内、農民層の家庭の人間関係は、家イデオロギーの強化によって、従来より以上に、家長制役割システムとして強化・組織化され、しかもそこでの家制度は物的基礎を保持していることに注意しなければならない。

だが何れにせよ、かつての武家型・庶民型の、家族秩序についての類型化が、現実はどういう範囲の階層に適用され得るのかが不明のまま、こうした理論的な「仮説」の設定を試みても、直ちに「限界」に直面する。旧士族階級の産業界のエリート化・賃労働者化、旧農民層の没落や賃労働者化、居住移転の自由と職業選択の自由、これらの複雑な新状況に加えて、家イデオロギーが劃一的に全国民に強要され、民法の規定も、武士・農民の階層別の慣習的差異を無視して制定・適用されたことを考えるならば、少なくとも昭和期における家制度の類型化は、都市型・農村型として試みた方が妥当であろう（万成氏の報告によると、旧士族階級出身者で産業界のエリート化し、た者は、昭和期になると非常に少なくなってきた。そして、）。

そこで、次節で、この類型化方法に従って、第二次大戦前後の家制度の実態を把握し、家イデオロギーが、民衆に如何なる型の家意識を必然的に形成せしめたかを考察することとする。

註(20) 中野・松島「日本社会要編」五一頁は、有賀・及川両氏の同族団・家の把握をめぐる論争を検討して後、歴史的具体的に存在

する「家」を、本文引用の如く、制度的核たる団体と規定する

(21)―(22) 「講座社会学」四卷七二―四頁参照。

(23) 中島「農民出産力の動向について」(『日本社会学の課題』所収)四一一頁。この、家族秩序の二類型化自体は、近代日本家族制度の史的構造を科学的に規定するための、極めて重要な作業だったといわざるをえない。恐らく、川島「日本社会の家族的構成」によって学会共用の作業になったものであろう。

(24) 川島・前掲書・三二頁、平賀「戸簿制度について」(『身分法と戸簿』)三四五頁以下参照。

(25) 第二次大戦後―現代における、家イデオロギーの浸透の状況については、第四で詳細にふれる。川島・前掲・四八頁、石田雄「明治政治思想史」の他、大橋幸・前掲論文を参照。

(未完)